

危険

ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを
備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、
モーターのみで
走行させることが
できるもの
- 駆動補助機付自転車
(いわゆる電動
アシスト自転車)の
アシスト比率の
基準を超えるもの



自転車ではなく、

一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、
一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の
禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



公道を走行するために必要なこと



一般原動機付自転車等を
運転する
ことのできる
運転免許



ブレーキランプ、
ウインカー、
バックミラー等
の備付け



ナンバープレートの
取付け・
表示



自動車損害賠償
責任保険(共済)
への加入



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

